

令和3年9月2日

保護者様

埼玉県立鴻巣女子高等学校長 永田 祐子

緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の本校の対応について

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対して、多大なる御支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、国は令和3年8月17日に、新規陽性者数の急増により医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、本県の緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長することを決定しました。

これに伴い、埼玉県教育委員会からの「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について」の通知等を踏まえ、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

引き続き、感染症対策に十分御留意くださいますよう、御理解と御協力をお願いします。

なお、今後の対応については、新たな通知等が届き次第、本校ホームページ及び連絡メールで御連絡いたします。

記

1 授業における対応について

電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、始業を1時間遅らせた時差通学と授業時間の短縮（40分など）を行うとともに、1教室20名程度となるように分散登校を実施する。

2 期間について

令和3年9月12日まで（緊急事態宣言期間終了まで）

ただし、緊急事態宣言期間終了後、概ね2週間程度は感染拡大防止の観点から、同様の対応を継続する可能性がある。また、授業における対応期間は、次項の「3 時差通学、分散登校実施時に係る登校時間等について」に記すとおりとする。

3 時差通学、分散登校実施時に係る登校時間等について

(1) 日課表について

令和3年9月3日（金）からは、以下の日課表を用います。

校時等	時間	校時等	時間
朝読書	9:40～9:50	昼休み	12:20～13:05
SHR	9:50～10:00	第4限	13:05～13:45
第1限	10:00～10:40	第5限	13:55～14:35
第2限	10:50～11:30	第6限	14:45～15:25
第3限	11:40～12:20	清掃・SHR等	15:25～15:45

(2) 分散登校について

9月3日（金）から各クラスで出席番号が奇数（1, 3, 5…）のグループと偶数（2, 4, 6…）のグループに分かれて、下表のとおり隔日で登校する。なお、登校しないグループは家庭学習（オンライン授業等）を行う。

【分散登校の予定（9月）】 太枠内の期間が分散登校期間となります。

月	火	水	木	金
		1日（時差）	2日（時差）※	3日（時差・分散）
		始業式（全学年） 頭髪服装指導（全学年）	課題テスト（1, 2年） 学年行事（3年）	（奇数G）登校 （偶数G）家庭学習
6日（時差・分散）	7日（時差・分散）	8日（時差・分散）	9日（時差・分散）	10日（時差・分散）
（奇数G）家庭学習 （偶数G）登校	（奇数G）登校 （偶数G）家庭学習	（奇数G）家庭学習 （偶数G）登校	（奇数G）登校 （偶数G）家庭学習	（奇数G）家庭学習 （偶数G）登校
13日（時差・分散）	14日（時差・分散）	15日（時差・分散）	16日（時差・分散）	17日（時差）
（奇数G）登校 （偶数G）家庭学習	（奇数G）家庭学習 （偶数G）登校	（奇数G）登校 （偶数G）家庭学習	（奇数G）家庭学習 （偶数G）登校	9:40 登校（1時間繰下げ） 40分授業×6

※9月2日（木）は50分×3時限の日課となります。

※9月17日（金）以降は、時差通学・短縮授業を行い段階的に通常授業へ移行する予定です。時差通学の終了時期は、後日改めてお知らせします。

(3) 留意事項について

ア 家庭学習では、各授業担当者から指示された課題やオンライン学習に取り組むこと。課題やオンライン学習の取組は2学期の成績に含まれる。

イ 毎日のSHRは「Google Meet」を併用する。家庭学習のグループも朝と帰りのSHRに参加すること。

ウ 担任、授業担当者からの連絡に「Google Classroom」を活用する。定期的に連絡が来ていないか確認すること。「Google Classroom」が使用できない生徒や操作に不安がある生徒は、担任又は各授業担当者に相談すること。

エ 3年生で進路活動により登校が必要な生徒は、担任又は進路指導部の教員の指示を受け、登校すること。

オ オンライン学習については、5月の接続調査の結果（全生徒がコンテンツへの接続可能であることを確認）を踏まえて実施を計画しているが、オンライン学習に伴う、情報端末の使用及び通信費用等について、ご家庭での負担が発生する可能性があること。

カ 9月中は、校内でのパン販売がありませんので、登校の際は昼食を必ず持参すること。

4 学校行事について

(1) 始業式等の全校集会について

生徒が学年を超えて一堂に集まることを避けるため、校内放送やICTの活用などにより対応する。

(2) 文化祭、体育祭について

生徒及び教職員のみで実施し、原則として公開はしない。

(3) 修学旅行、校外行事（遠足等）について

本県又は目的地が、緊急事態宣言期間である場合は、原則として延期又は中止する。

※ 現在、情報収集とともに対応を検討中

5 部活動について

(1) 基本的な考え方

ア 土日等の生徒の接触機会を削減する。

イ 生徒の心身の健康維持の一助とするため、必要最小限の範囲で一定程度実施する。

(2) 活動日数等

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
週2日以内 (平日のみ)	90分以内	禁止	禁止

※ 分散登校による授業を実施している際は、登校している生徒のみの活動とする。

※ 県通知（令和3年8月25日付 教高指第1246号「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について」（本校HPに掲載してあるのでご参照ください））を踏まえた活動となるので、具体的な活動については各顧問へ確認すること。

6 家庭へのお願いについて

以下の内容について、御息女への御指導など御協力をお願いします。

(1) 規則正しい生活習慣及び検温等毎日の健康観察の徹底

(2) 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと

(3) 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスク（不織布マスクを推奨）の着用）

(4) 不要不急の外出を避けるとともに、登下校時は直行直帰を徹底させること

(5) 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着用してから行う）

(6) オンライン学習に伴う、情報端末の使用及び通信費用等の負担

7 その他

(1) 検温等毎日の健康観察の実施を引き続きお願いします。

(2) 万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校（夜間・休日は夜間緊急連絡先）へ御連絡ください。

(3) 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることから、不織布マスクの着用を推奨します。

(4) 今後の状況の変化に伴い対応が変わる可能性がありますので、定期的なHPの確認及び連絡メールへの登録をお願いします。

担当：教頭 坂下

TEL 048-541-0669

夜間休日緊急連絡先